

平成 27 年

東部知多衛生組合議会
第 1 回臨時会会議録

平成 27 年 4 月 14 日（火）開会

平成 27 年 4 月 14 日（火）閉会

東部知多衛生組合

平成27年東部知多衛生組合議会第1回臨時会会議録

平成27年東部知多衛生組合議会第1回臨時会は、平成27年4月14日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 鈴木 隆	2番 上西正雄	3番 浅田茂彦
4番 堀田勝司	5番 平野敬祐	6番 前山美恵子
7番 森本康夫	8番 田崎守人	10番 大村文俊
11番 竹内一美		

2 不応招議員

9番 高橋和夫 12番 渡辺 功

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成27年4月14日（火）午前10時00分 開会

平成27年4月14日（火）午前10時32分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 石川英明 副管理者 神谷明彦
副管理者 竹内啓二 副管理者 岡村秀人 監査委員 古橋洋一
会計管理者 福井芳信

事務局長 高揚智明 業務課長 久米繁治 総務課長 杉浦尚二
業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 主幹 福島智宏
庶務係長 浅田貴志 施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 高揚智明 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 報告第 3 号	例月出納検査報告について
報告第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償）
日程第 4 議案第 4 号	工事請負契約の締結について

○議長（鈴木 隆）

皆さん、おはようございます。

連日の雨で、気分的にもややすれませんけれども、皆様方におかれましては、年度当初、また、議員等の一般選挙を間近に控えまして、大変お忙しい中を組合議会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

なお、先月 21 日の大東最終処分場竣工式につきましては、皆様方のご列席を賜り、滞りなく式典を終えることができましたことを、まずもってお礼を申し上げます。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

東浦町の高橋和夫議員、及び阿久比町の渡辺 功議員に関しましては、欠席の届出がありましたのでご報告します。

ただ今の出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

よって、平成 27 年東部知多衛生組合議会第 1 回臨時会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたのでご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、おはようございます。

平成27年東部知多衛生組合議会第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、先月21日に挙行いたしました大東最終処分場竣工式典に、公私何かとご多忙の中、ご列席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

お蔭をもちまして、重要課題でございました組合独自の最終処分場が完成いたしまして、既に新年度から維持管理を実施しているところでございます。

この最終処分場の完成によりまして、本組合の廃棄物処理は、一層の充実が図れるものと確信しておりますが、これを契機として廃棄物処理の適正な維持管理と効率的な組合運営ができるよう、努力してまいりたいと存じますので、議員の皆様方におかれましては、何卒、ご指導とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、平成31年度に供用開始を目指します、新ごみ処理施設建設工事に係ります、工事請負契約の議案1件を提出いたしております。この案件につきましては、今後、組合が進めるごみ処理施設整備計画の最も大きな重要な事業でございますので、慎重審査の上お認め賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 隆）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、6番 前山美恵子議員及び11番 竹内一美議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「諸報告」を行います。

お手元に報告第3号及び第4号が配付しております。

まず、報告第3号について報告をいただきますので、検査に当たりました監査委員を代表して古橋代表監査委員から補足説明を願います。

○監査委員（古橋洋一）

おはようございます。ご指名をいただきましたので、報告第3号の補足説明を申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成26年度1月分及び2月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を、平成27年2月17日、3月25日に関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については、適正に処理されていることを認めました。なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

説明が終わりました。ただ今の報告について、何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、引き続き、報告第4号、「専決処分の報告について」、事務局から報告を願います。

○事務局長（高場智明）

報告第4号「専決処分の報告について」、内容をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしたもので、同条第2項の規定により、議会へ報告するものでございます。

内容につきましてご説明申し上げますので、報告第4号裏面の専決処分書をご覧いただきたいと思います。

平成26年11月14日金曜日午前9時ごろ、大府市中央町大府市役所第1駐車場地内におきまして、本組合職員が公用車を運転し、駐車枠内から後進し、通路に出ようとしたところ、公用車の左後部が、駐車枠内に駐車しようとしておりました、事故の相手方の運転する普通小型自動車に接触し、普通小型自動車の右側ドア部を損傷させる事故が発生いたしました。

この事故につきましては、事故の相手方との示談が成立し、事故の相手方に対する組合の損害賠償額を92,138円と定めまして賠償いたしたものでございます。

なお、関係職員には、今後このような事故が起きないよう十分注意するように指導し、職員の交通安全に対する意識の一層の向上を図ってまいります。

以上で、専決処分の報告を終わります。

○議長（鈴木 隆）

説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて諸報告を終ります。

日程第4、議案第4号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第4号「工事請負契約の締結について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案にございますように、東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事について、請負契約を締結するため、東部知多衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえお認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

それでは、議案第4号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案第4号関係の参考資料は、議案の裏面にございますので、併せてご覧願いたいと思います。

内容につきましては、平成31年度供用開始を目指しております、東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事を4か年の継続事業として実施するものでございます。

工事名は、東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事で、工事場所は、愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野、大府市朝日町六丁目及び大東町二丁目地内になります。

施設規模等の内容といたしまして、処理方式は全連続燃焼式焼却施設で、シャフト炉式ガス化溶融炉でございます。

施設規模は、日200トンで100トンの焼却炉2炉、24時間連続運転でございます。

処理対象物は、家庭系及び事業系の燃えるごみ、破碎可燃ごみ及び浄化センターから発生する脱水汚泥でございます。

余熱利用等といったしましては、エネルギー回収率17.5パーセント以上としており、このエネルギー回収率は、循環型社会形成推進交付金交付要綱において、交付率2分の1の交付要件に該当するものでございます。また、東部知多温水プールの熱源を確保したうえで、発電効率15.5パーセント以上となっております。

工事概要は、機械設備工事、土木建築工事、解体・撤去及び仮設工事となります。

契約の方法は随意契約とし、新日鉄住金エンジニアリング株式会社を相手方としたしまして、147億5,999万9,999円で請負契約を締結するものでございます。

工事期間は、契約日の翌日から平成31年3月8日までの期間で、事業者選定に至る経緯及び建設計画図等につきましては、別紙資料のとおりでございますので、お目通しを願いたいと思います。

なお、契約方法が随意契約となりました経緯についてご説明申し上げます。

お手元の資料1の裏面をご覧ください。上から三つ目の項目でございます。平成26年11月20日付で、ごみ処理施設建設工事に関する公募型プロポーザル方式の公告を行い、同月27日に新日鉄住金エンジニアリング株式会社1者より参加表明がございました。

その後、平成27年1月9日に同事業者より資格審査申請書の提出、2月20日には、技術提案書が提出され、去る3月10日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、有識者で構成される「ごみ処理施設建設工事プロポーザル審査委員会」により、専門的、技術的な知見による技術支援をいただき、技術提案書等の内容審査を行った結果、本工事の事業目的を十分理解し発注仕様書の性能要件を上回るものであるとともに、プラントメーカーの創意工夫やノウハウが盛り込まれた高いレベルでの技術提案がされた当該事業者を選定したものでございます。

よって、契約方法を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約の性質又は目的が競争入札に適さないということと、特殊な技術、機器又は設備を必要とする工事で特定の者と契約しなければ目的を達することができないため随意契約をしたものでございます。

また、技術提案書の提出した事業者が1者だけとなった理由につきましては、シャフト炉式ガス化溶融炉に係るごみ処理施設の施工実績及び稼働実績がある事業者が参加できるように公募型プロポーザル実施要領におきまして参加資格要件を示しましたが、それぞれの事業者の諸事情により、技術提案書を提出した事業者が1者になったものと考えております。

なお、本契約に当たりまして、議員の皆様方に一点お願いがございます。

契約金額147億5,999万9,999円は、昨年11月に組合が報告をいたしました上限金額147億6,000万円とほぼ同額となっております。上限につきましては、昨年8月の定例会後の全員協議会でもご説明いたしましたが、平成21年10月に策定いたしましたごみ処理基

本計画の中で、処理トン数1トン当たり6,000万円を基本とし、説明申し上げました時点での労務費、資材単価等の上昇が顕著に見られることから、物価等の高騰によるものを20パーセント、消費税率の増加分3パーセントを加味し23パーセントの上昇を見込み、トン当たり7,380万円、総額147億6,000万円で設定させていただいたものでございます。しかしながら、東日本大震災の復興事業や東京オリンピック関連、また最近の名古屋駅前での再開発事業など、全国での建設ラッシュが予想以上に進んでおりまして、資材、労務費等の高騰が想像を遥かに超える勢いで進んでおりまして、平成24年度以降の全国で行われましたごみ処理施設の受注実績を見ますと、処理方法に違いはございますが、1トン当たりの処理単価が平成24年度に比べまして、平成26年度では50パーセント程度の上昇が見られております。

今回の工事請負契約につきましては、受託者である新日鉄住金エンジニアリング株式会社と仕様協議が整い、当該契約金額で契約を行わせていただくべく提案をさせていただいておりますが、現時点での適正価格の精査を行うと共に、今後の実勢価格の動向などを踏まえ、契約額の変更をお願いせざる負えない状況が想定されますので、議員各位におかれましては、その旨ご理解賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木 隆）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、浅田茂彦議員。

○3番（浅田茂彦）

今、お話を聞きまして工事期間が平成31年3月8日ということで、4年間かかるわけですが、その間に東京オリンピック、リニア新幹線等の工事も予想されており、先ほどお話がございましたように資材や労務費が上がるということでありまして、そこで価格の上限額をどの程度見ていくのか、その辺りをお聞きしたいということと、工事代金の支払い方法はどのように考えておられるのか。この2点をお伺いします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

1点目の価格の上昇でございますが、詳細につきましては、現在の景気状況の他、今後の経済動向等を精査したうえで算定しなければならないと考えておりますが、概ね現在の契約額総額147億6,000万円弱の1割程度で、税込み価格で162億3,600万円程度になるのではないかと、想像でございますが考えておるところでございます。

2点目の代金の支払い方法でございます。これにつきましては、継続事業でございますので、この2月の議会でも継続費の予算、27年度予算をお通しいただきましたが、一応それぞれ年割額で算定いたしておりまして、現段階では27年度は147億6,000万円弱の0.1パーセント、28年度が3.3パーセント、29年度が32.6パーセント、30年度が64.0パーセントと設定いたしておりますが、これは工事の進捗状況によりまして変更される可能性があるということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

他にございませんか。

6番、前山美恵子議員。

○6番（前山美恵子）

随意契約に至った経過は、今ご説明をしていただいたので分ったのですが、プロポーザル方式の公告を出されて、3者から1者のみということで他のメーカーについては、諸事情により参加されなかつたというお話なのですが、ここで2月20日までに1者のみしか参加されなかつた、だけれども他のメーカーもありますので、競争入札できるように時間かけて、もっと参加の呼びかけはしなかつたのでしょうか。

それから、新日鉄住金エンジニアリング株式会社で発注することなのですが、この前視察に行きました多治見は、ここのメーカーということをお聞きして私も調べたのですが、そうトラブルはないと言いておりますが、全国でどのような実績があるかということをお調べになつたのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

1点目のプロポーザル方式という形でなくて、時間をかけて参加申込をということでございます。今回、焼却方式を選定いたしましたのは、平成23年度まで遡ります。まず、平成23年度に所管の部課長の方でどの方式が良いかということを、7種類くらいある方式の中から3種類に絞り込みました。その3種類絞りました中から有識者、知識経験者の方々でお話をさせていただいた中で、現在の組合の状況ですとか、施設の基本計画等に一番沿つた方法は何であるかということを検討させていただいたもので、「シャフト炉式ガス化溶融炉」という形で選考いたしております。まず、事業を進めるために「シャフト炉式ガス化溶融炉」であるという前提の中で、過去平成23年度から業務を進めておりますので、議員の仰られました広く声をかけるとなりますと、

平成23年度まで遡った形で、もう一度方法から全部変えていかなければならなくなりますので、今回の中では、それは考えにくいであろうと。

もう一つ、選定に当たりまして、いろいろな業者さんからアンケート等を行っておりますが、その中で実際に7種類の方式から3種類の方式に選んだ時に、アンケート調査を行っております。計9者を対象にアンケート調査を行っております。9者全部が3種類全てを対応できるわけではございませんので、自分たちの専門するようなところになっております。特殊なものでございまして、日本に何者も何十者もあるわけではございません。やはり2者、3者程度しかございませんもので、そういうところからご賛同いただいておりますので、2者、若しくは3者程度になってしまったのは、やむを得ないものだったかと。内容は分かりませんが、会社の諸事情で応札いただいたのが1者となっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、新日鉄住金エンジニアリング株式会社ですけれども、30年以上「シャフト炉式ガス化溶融炉」を造っておりまして、全国で35程度の稼働実績がございます。こうした中で特にトラブルがあったというようなお話を伺っておりませんし、東北地方での東日本大震災の時も復旧等につきましては、非常にスムーズに行われてたという話も伺っております。その辺りも選考の基準になったと理解しております。以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

よろしいですか。その他ございませんか。

11番、竹内一美議員。

○11番（竹内一美）

設計から工事契約の流れについてご質問したいと思います。まず基本設計のプロポーザル方式で八千代エンジニアリング株式会社に委託され仕様が作られて、それによって147億6,000万円の契約に至る工事契約ということでございますが、業者選定までの経緯、一番最後の方に設計施工監理業務委託を改めて、プロポーザル方式で選定するとなっておりますが、一般的な工事の流れは、基本設計があって実施設計があって工事契約という形が本来の流れではないかと思います。今の形ですと、基本設計の概略設計で147億6,000万円の見積りが出たということになりますので、その辺の詳細設計が如何にして工事見積りができたのか。今、お話の中でごみの1トン当たりの価格で見積りができたような説明でございましたが、その辺の設計から工事契約の流れについて、一般的な流れと違う点についてご説明いただきたいと思います。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

一般的な工事の場合ですが、議員が仰られましたように基本設計があつて、実施設計があつて、その実施設計に基づいて建設事業者が工事を行って、それについては実施設計事業者が施工監理をしていくという流れが専らだというふうに私も理解いたしております。今回はプロポーザルでございます。私どもが業者の八千代エンジニアリング株式会社の方へ協力をいただきまして行いましたのは、性能仕様という形で、基本的な部分、例えば炉は100トン2炉ですよとか、24時間ですよとか、シャフト炉ですよとか基準的なものでございまして、ごみピットへの投入口は6個以上設置してくださいといった時に、その場所はどこに付けなさいとかそういうところまでは、特に細かい指示はいたしておりません。ただ最低限それだけの基準が満たされるものについて、今後造っていただければ結構ですということで、その中で仕様協議というものをいたしております。従いまして、まだ完全な実施設計の設計はできておりません。これは仕様協議をした建設事業者との話でございますので、設計自体は新日鐵住金エンジニアリング株式会社、こちらが行います。ここに書いてございます、今後の予定の設計施工監理業者につきましては、いわゆる施工監理の方ですね、設計書を作る方ではなくて、出来上がった設計書が設計書通り施工されているかですか、設計された設計書がきちんと基準に基づいた設計になっているかをこの中で指導していただく形でございますので、この後、プロポーザルによりまして新たに設計施工監理業者は選考させていただくということでございます。以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

よろしいですか。

11番、竹内一美議員。

○11番（竹内一美）

ということになりますと、工事契約の内容が、土木建築工事とか機械設備工事、土木建築は建屋のことだと思いますが、こういったものの詳細はどのようにして見積りされたのかという点と、設計監理の内容について、設計監理とはこういうことだと、今後監理の業務があるのだということでございますが、前回説明がありました、設計監理の予算ですが1億5,600万円という内容の予算が組まれておりますが、事務局からご説明がありました、監理というのは設計書があって、現場で設計書通り出来ているかを確認していく業務ですよということですので、余りにも監理業務だけに関して1億5,600万円というのはちょっと高いのではないか、業務内容についてどれが適正だと思いますかと反対に言われると答えられませんが、基本設計が約3,400万円くらいでございましたので、その辺の業務内容については乖離があるのでないかと、その点も合わせましてご質問いたします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

今の土木関係、それから機械設備関係等につきましては、業者さんの方に私どもが提示いたしました 147 億 6,000 万円の金額の範囲の中で収めるという一つの条件が提示してございますので、その中で細かな数字はいただいております。申し訳ございません、例えばプラントのこの部分がいくらですか建築資材がいくらだということは、今のところ申し上げかねるのですが、簡単に申し上げますと、業者さんからいただいているものの中では、機械設備関係が約 94 億円、土木建設関係が 34 億円、解体・撤去・仮設等が 1 億 5,000 万円。工事費計といたしまして約 130 億円弱。その他の諸経費が約 18 億円。その内の消費税が 11 億円弱になりますので、足していただきますと 147 億円から 148 億円に、端数処理の関係でそのくらいの数字になると思います。

2 点目の監理業務費が高いのではないかというお話でございますが、もし間違ってたら申し訳ございません、通常ですと基本設計があつて実施設計が前年度にあつて、実施設計が終わってから実施設計を行つた事業者が工事に関して監理していくということでございまして、今回はその実施設計の部分の監理も含めてここの中に入つてまいりますので、通常の施工監理よりは単価が高くなつてくるのはやむを得ないのかなと。それから一般的に大体工事費の約 1 パーセント前後が相場でございます。これくらいの数字というのは決して適切な額ではないというふうには理解いたしておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 隆）

その他ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第 4 号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成27年東部知多衛生組合議会第1回臨時会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今の案件につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、重ねてお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木 隆）

これをもちまして、平成27年東部知多衛生組合議会第1回臨時会を閉会します。

大変、ご苦労さまでございました。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条
第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

鈴木 隆

6番議員

前山 美恵子

11番議員

竹内 一美

